

第124回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

【事業報告】	当行の新株予約権等に関する事項	1
	業務の適正を確保する体制	3
	特定完全子会社に関する事項	8
	親会社等との間の取引に関する事項	8
【計算書類】	株主資本等変動計算書	9
	個別注記表	10
【連結計算書類】	連結株主資本等変動計算書	21
	連結注記表	22

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)



大光銀行

上記の事項につきましては、法令及び当行定款第17条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。

1. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員である 取締役を除く。)	1. 名称：株式会社大光銀行第1回新株予約権 2. 目的となる株式の種類及び数：普通株式 2,340株 3. 権利行使期間：2013年7月13日から2043年7月12日まで 4. 権利行使価額（1株当たり）：1円	1人
	1. 名称：株式会社大光銀行第2回新株予約権 2. 目的となる株式の種類及び数：普通株式 3,050株 3. 権利行使期間：2014年7月15日から2044年7月14日まで 4. 権利行使価額（1株当たり）：1円	1人
	1. 名称：株式会社大光銀行第3回新株予約権 2. 目的となる株式の種類及び数：普通株式 2,600株 3. 権利行使期間：2015年7月14日から2045年7月13日まで 4. 権利行使価額（1株当たり）：1円	1人
	1. 名称：株式会社大光銀行第4回新株予約権 2. 目的となる株式の種類及び数：普通株式 3,670株 3. 権利行使期間：2016年7月12日から2046年7月11日まで 4. 権利行使価額（1株当たり）：1円	1人
	1. 名称：株式会社大光銀行第5回新株予約権 2. 目的となる株式の種類及び数：普通株式 2,770株 3. 権利行使期間：2017年7月11日から2047年7月10日まで 4. 権利行使価額（1株当たり）：1円	1人
	1. 名称：株式会社大光銀行第6回新株予約権 2. 目的となる株式の種類及び数：普通株式 2,940株 3. 権利行使期間：2018年7月10日から2048年7月9日まで 4. 権利行使価額（1株当たり）：1円	1人
	1. 名称：株式会社大光銀行第7回新株予約権 2. 目的となる株式の種類及び数：普通株式 9,330株 3. 権利行使期間：2019年7月13日から2049年7月12日まで 4. 権利行使価額（1株当たり）：1円	2人
	1. 名称：株式会社大光銀行第8回新株予約権 2. 目的となる株式の種類及び数：普通株式 10,320株 3. 権利行使期間：2020年7月14日から2050年7月13日まで 4. 権利行使価額（1株当たり）：1円	2人
	1. 名称：株式会社大光銀行第9回新株予約権 2. 目的となる株式の種類及び数：普通株式 15,410株 3. 権利行使期間：2021年7月13日から2051年7月12日まで 4. 権利行使価額（1株当たり）：1円	3人
	1. 名称：株式会社大光銀行第10回新株予約権 2. 目的となる株式の種類及び数：普通株式 21,510株 3. 権利行使期間：2022年7月12日から2052年7月11日まで 4. 権利行使価額（1株当たり）：1円	4人

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	1. 名称：株式会社大光銀行第11回新株予約権 2. 目的となる株式の種類及び数：普通株式 31,720株 3. 権利行使期間：2023年7月11日から2053年7月10日まで 4. 権利行使価額（1株当たり）：1円	5人
	1. 名称：株式会社大光銀行第12回新株予約権 2. 目的となる株式の種類及び数：普通株式 33,420株 3. 権利行使期間：2024年7月13日から2054年7月12日まで 4. 権利行使価額（1株当たり）：1円	7人
	1. 名称：株式会社大光銀行第13回新株予約権 2. 目的となる株式の種類及び数：普通株式 39,540株 3. 権利行使期間：2025年7月15日から2055年7月14日まで 4. 権利行使価額（1株当たり）：1円	7人
監査等委員である取締役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当事項はありません。

2. 業務の適正を確保する体制

当行は、業務の適正を確保する体制を整備するため、「内部統制の体制整備の基本方針」を取締役会の決議により定めております。その決議の内容及び当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

<p>(1) 当行の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p>	<p>【決議の内容】 当行の取締役は、「経営理念」及び「コンプライアンス基本方針（行動憲章）」の実現と確立に努め、誠実かつ率先垂範して法令等を遵守し、行内のコンプライアンス風土を醸成する。 当行の取締役は、職務の執行にあたり、取締役が負う善良な管理者としての注意を払う義務及び忠実にその職務を行う義務を全うする。 当行の取締役がコンプライアンスを率先垂範するため、「役員倫理規程」を定める。 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、毅然たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除する。</p> <p>【運用状況の概要】 当行の取締役は、「役員倫理規程」に基づき、銀行経営の基盤である社会からの信用・信頼の確保と、当行の永続的発展のために、率先垂範して行動している。 反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底することを「コンプライアンス基本方針（行動憲章）」において定めている。 「経営理念」及び「コンプライアンス基本方針（行動憲章）」については、全部・店へのポスター掲示などにより全従業員に周知を図っている。</p>
<p>(2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p>	<p>【決議の内容】 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、取締役会、監査等委員会その他経営に関する委員会等の議事録は、「取締役会規程」、「監査等委員会規程」及び各委員会規程に基づき作成、保存及び管理する。 また、行内の文書の作成、保存及び管理について、「文書規程」を定める。</p> <p>【運用状況の概要】 取締役の職務の執行に係る取締役会議事録を始めとする各種議事録や各種起案書等の文書は、作成、保存、管理等の方法を定めた各種規程に基づき取り扱っている。</p>

<p>(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p>	<p>【決議の内容】 信用リスク、市場リスク等の各リスク毎のリスク管理方針及び統合的リスク管理方針を取締役会で決議し、各リスク管理方針に則ったリスク管理規程を策定した上でリスクの把握及び適切な管理を行うとともに、各リスクの管理状況を総合的に掌握する。 また、経営に大きな影響を及ぼす流動性危機への対応として、「風評リスク・流動性危機管理規程」を定め、未然防止と流動性危機が発生した場合の体制を整備する。 さらに、災害発生時の損害の回避と業務の継続性を確保するため、「災害対策規程」を定め、災害発生時に迅速、適切な措置を講じる体制を構築する。</p> <p>【運用状況の概要】 リスク毎の管理方針及び統合的リスク管理方針を取締役会の決議により定めているほか、統合的リスク管理部署において、年度毎にリスク管理プログラムを策定し、中間期末及び期末にはその実施状況をチェックするなど、リスクの統合管理に努めている。また、それらのリスクを横断的に管理するため、定期的に経営委員会（信用リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、ALM委員会）を開催し、必要な協議を行っているほか、内部監査部門が各部署のリスク管理の適切性を監査している。さらに、大口融資案件その他重要審査案件等を審査する機関として融資審査会を設置し、融資の可否を決定している。 経営に大きな影響を及ぼす流動性危機への対応については、事態の重要度に応じて対策本部を設置するなど、適切な対応ができる体制となっている。 地震・津波・火災といった自然災害、停電・システム障害・通信障害・原発事故といった技術的災害を大規模災害として想定しており、緊急時に備えるため、各部・店に災害対策責任者等を置いているほか、災害の状況に応じて対策本部を設置するなど、適切な対応ができる体制となっている。また、必要に応じて訓練を実施している。</p>
<p>(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p>	<p>【決議の内容】 経営に関する重要事項を協議する機関として常務会を設置し、取締役会が決定した経営の基本方針に基づき、経営に関する重要事項を協議し、迅速な意思決定と業務の執行を統制する。 当行の取締役及び使用人の職務の執行が円滑かつ効率的に行われるよう、「職務権限規程」及び「職務権限表」を定める。</p> <p>【運用状況の概要】 常務会を原則週1回開催しており、取締役会で意思決定を行う事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、当行業務の執行について審議し、意思決定を行っている。 全役職員は「職務権限規程」及び「職務権限表」に基づき職務を遂行している。また、同規程、権限表については必要に応じ、適時見直しを行っている。</p>

<p>(5) 当行の使用者の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p>	<p>【決議の内容】 当行の使用者の法令等遵守について、「コンプライアンス基本方針（行動憲章）」並びに行動基準である「役職員行動規範」を定めるとともに、コンプライアンスに関する規程の整備を図り、組織体制として、コンプライアンスに係る課題を討議検討するコンプライアンス委員会を設置し、各部・店にコンプライアンス責任者を配置し法令等遵守体制を確立する。 法令等遵守を実現するための具体的計画として、毎年度コンプライアンスプログラムを取締役会で決議し、実施状況を取締役会に報告する。 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力等対応規程」を定め、統括部署を設置し、各部・店に不当要求防止責任者を配置するとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携を図り、反社会的勢力との関係遮断に向けた行内体制を整備する。 職務執行に係る一定事項について、リーガル・チェックを行い適法性を確保する。 内部監査部門は、業務の健全性及び内部管理体制の適切性を確保すべく、「内部監査規程」を定め、内部監査を実施する。</p>
	<p>【運用状況の概要】 コンプライアンス委員会を毎月1回開催し、当行におけるコンプライアンスの状況・問題点等の把握及び報告、対応策の協議などを行っている。 年度毎に決議したコンプライアンスプログラムについては、その実施状況を半期毎に取締役会に報告している。 反社会的勢力との関係遮断に向け、「反社会的勢力等対応規程」に基づく対応を徹底しているほか、各種会議や研修等により従業員に対する教育を行っている。 「リーガル・チェック実施規程」において、リーガル・チェックの対象事項を定めており、対象事項の起案部及び統括部署が、その適法性を都度確認している。法務・税務にかかる経営上の問題については、顧問弁護士及び顧問税理士に照会し、専門的な見地からの指導を受けている。 内部監査部門は、監査計画に基づき本部各部及び営業店に対して監査を実施しており、その結果について取締役会に報告している。</p>

<p>(6) 当行及び子会社・関連会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制</p>	<p>【決議の内容】 イ. 当行の子会社・関連会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制 当行及び子会社・関連会社からなる企業集団における業務の適正を確保するため、子会社・関連会社管理の基本的事項について、「子会社・関連会社管理規程」を定め、子会社・関連会社の行う一定事項について、事前に当行に協議するものとし、また、株主総会及び取締役会の議事、決算状況、不祥事件の発生等について、報告を受けることとし、当行の子会社・関連会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制を整える。 ロ. 当行の子会社・関連会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 「子会社・関連会社管理規程」に担当部が定期的に子会社・関連会社の経営状況を取締役に報告することを定める。 ハ. 当行の子会社・関連会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当行と子会社・関連会社は常に密接な連携・協調関係の維持に努めるものとして、当行は子会社・関連会社が各々、独立した会社として自主性を保つよう配慮しながら、各社に対し適切な協力・支援を行う。 ニ. 当行の子会社・関連会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 「子会社・関連会社監査マニュアル」に基づき、当行の内部監査部門が子会社・関連会社のコンプライアンス態勢やリスク管理態勢の適切性・有効性を監査し、その結果を取締役会へ報告する。</p> <p>【運用状況の概要】 子会社・関連会社は、必要な事項について当行に都度協議又は報告を行っている。 当行は各社の自主性に配慮しながら、適切な協力・支援を行っている。 子会社・関連会社の経営状況については、半期毎に取締役会に報告がなされている。 当行の内部監査部門は、監査計画に基づき子会社・関連会社に対して監査を実施しており、その結果について取締役会に報告している。</p>
<p>(7) 当行の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項</p>	<p>【決議の内容】 当行の監査等委員会から職務を補助すべき使用人の配置を求められた場合には、必要とする人材と人数を協議し、適任者を配置する。</p> <p>【運用状況の概要】 当行は監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会の職務を補助する使用人2名を配置している。</p>

<p>(8) 当行の監査等委員会を補助する使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当行の監査等委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項</p>	<p>【決議の内容】 当行の監査等委員会を補助する使用人は、他の部署の役職員を兼務せず、監査等委員会以外の者から指揮命令を受けないこととし、その使用人の任命、人事異動等については、事前に監査等委員会の同意を求めなければならない。</p> <p>【運用状況の概要】 監査等委員会を補助する使用人は、常勤の監査等委員と同室に常駐し、監査等委員会の指揮命令に従い業務を遂行している。 また、当該使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性を確保するため、当該使用人の人事考課については監査等委員会が行うほか、当該使用人の人事処遇については監査等委員会と人事部の協議により決定している。</p>
<p>(9) 当行の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びに当行の子会社・関連会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告をするための体制</p>	<p>【決議の内容】 法令等の違反行為、当行又は当行の子会社・関連会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、銀行法及び各業法に定める不祥事件並びにコンプライアンスヘルプラインの受付状況等について、当行の監査等委員会へ報告すべき旨及び報告の時期、方法を、当行及び子会社・関連会社のコンプライアンス・マニュアル等で定める。</p> <p>【運用状況の概要】 監査等委員会への報告は、当行及び子会社・関連会社の規程等に基づき行われている。 コンプライアンスヘルプラインを利用して内部通報があった場合については、その窓口となる担当部署が監査等委員会に対し適時報告を行っている。</p>
<p>(10) 当行の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p>	<p>【決議の内容】 当行の監査等委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益な取扱いをすることを禁止する。</p> <p>【運用状況の概要】 コンプライアンスヘルプラインの通報者に対しては、当該通報をしたことにより人事関係を含め不利益な取扱いをすることがない旨を当行及び子会社・関連会社の規程等に定めており、当該規程等に従った運用がなされている。 監査等委員会に直接報告を行った者についても、コンプライアンスヘルプラインによる報告に準じた取扱いを受けており、報告者は適切に保護されている。</p>

<p>(11) 当行の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</p>	<p>【決議の内容】 当行の監査等委員が、その職務を執行するうえで生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の遂行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を適切に処理する。</p> <p>【運用状況の概要】 監査等委員が、その職務の執行について生じる費用について、銀行から前払い又は償還を受けることができる旨を「監査等委員会監査等基準」において定めている。当行は、当該請求に係る費用が、その職務の執行に必要と判断できる場合において、その請求に応じている。</p>
<p>(12) その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p>	<p>【決議の内容】 当行の監査等委員会は、代表取締役頭取、会計監査人、内部監査部門とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。</p> <p>【運用状況の概要】 常勤の監査等委員と代表取締役頭取は、年4回の定期的な会合において意見交換を行い、当該監査等委員は、その内容を監査等委員会に報告している。 監査等委員会と会計監査人は、相互に監査概要等を説明し、意見交換をしているほか、監査等委員による会計監査人の監査への立会い、会計監査人から監査等委員会への定期的な監査結果の説明等を通じて、随時連携を図っている。 監査等委員会と内部監査部門は、定期的なミーティングの場を設けており、内部監査部門の監査結果及び監査等委員会の往査結果を相互に説明し、意見交換を行っている。</p>

3. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

4. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

第124期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
		資本準備金	資本剰余金 合 計		その他利益剰余金					
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	10,000	8,208	8,208	1,791	4	21,000	35,765	58,560	△294	76,475
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△667	△667		△667
固定資産圧縮積立金の積立					1		△1	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩					△1		1	-		-
当 期 純 利 益							2,749	2,749		2,749
自 己 株 式 の 取 得									△0	△0
土地再評価差額金の取崩							54	54		54
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	0	-	2,135	2,136	△0	2,136
当 期 末 残 高	10,000	8,208	8,208	1,791	5	21,000	37,900	60,697	△294	78,611

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価 差 額	土 地 再 評 価 金 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△5,965	2,567	△3,397	173	73,250
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△667
固定資産圧縮積立金の積立					-
固定資産圧縮積立金の取崩					-
当 期 純 利 益					2,749
自 己 株 式 の 取 得					△0
土地再評価差額金の取崩					54
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,359	△54	3,305	51	3,356
当 期 変 動 額 合 計	3,359	△54	3,305	51	5,492
当 期 末 残 高	△2,605	2,513	△92	224	78,743

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年
その他	3年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先：破産、特別清算等もしくは手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っているなど法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないが、実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先：現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要管理先：要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者

要注意先：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調又は不安定で財務内容に問題があり今後の管理に注意を要する債務者

正常先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として正常先と要注意先は今後1年間の予想損失額、要管理先は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

予想損失額は正常先と要注意先は1年間、要管理先と破綻懸念先は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき算出した率と、景気循環の平均期間を反映したより長い期間の貸倒実績率の平均値を比較して、高い方の率に基づき将来見込みに応じて、より実態を反映するための修正を加えて計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,278百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への業績連動型報酬の支払いに備えるため、役員に対する業績連動型報酬の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払いに備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。

6. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 5,912百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」の「5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載しております。

債務者区分決定においては債務者の業績見通し（将来の経営再建計画含む）などの見積りが存在し、貸倒引当金は自己査定結果に基づく債務者区分に応じた方法により算定しております。

② 主要な仮定

債務者区分は、貸出先の財務情報等に基づき見直しを行っておりますが、業績が悪化している貸出先の債務者区分は、貸出先の経営再建計画の合理性及び実現可能性についての判断に依存している場合があります。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

経営再建計画の合理性及び実現可能性の判断の前提となる貸出先を取り巻く経営環境等、貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確実であり、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

また、予想損失率の決定における必要な修正等、貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確実であり、貸出先の将来の業績見通しに変化した場合には、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 109百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,632百万円
危険債権額	23,069百万円
要管理債権額	38百万円
三月以上延滞債権額	20百万円
貸出条件緩和債権額	17百万円
小計額	26,739百万円
正常債権額	1,182,569百万円
合計額	1,209,308百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,806百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	25,383百万円
貸出金	29,068百万円
担保資産に対応する債務	
債券貸借取引受入担保金	25,536百万円
借用金	78,900百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、預け金5百万円、有価証券92,865百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金・敷金138百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、218,642百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが201,863百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の

再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,041百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 9,227百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,060百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は8,768百万円であります。

10. 関係会社に対する金銭債権総額 2,401百万円

11. 関係会社に対する金銭債務総額 222百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
 - (1) 資金運用取引に係る収益総額 35百万円
 - (2) 役員取引等に係る収益総額 12百万円
 - (3) その他業務・その他経常取引に係る収益総額 3百万円
2. 関係会社との取引による費用
 - (1) 資金調達取引に係る費用総額 0百万円
 - (2) 役員取引等に係る費用総額 74百万円
 - (3) その他業務・その他経常取引に係る費用総額 108百万円
3. 関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	141	0	—	141	(注)
合計	141	0	—	141	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加0千株であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2026年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券（2026年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上 額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	50	50	0
	その他	—	—	—
	小計	50	50	0
時価が貸借対照表計上 額を超えないもの	国債	4,988	4,463	△524
	地方債	—	—	—
	社債	8,718	8,512	△205
	その他	1,000	830	△169
	小計	14,706	13,806	△899
合 計		14,756	13,856	△899

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2026年3月31日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で市場価格のあるものは該当ありません。

なお、市場価格のない子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	46
関連法人等株式	9

4. その他有価証券（2026年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	14,087	3,058	11,028
	債券	932	932	0
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	932	932	0
	その他	32,836	31,529	1,306
	小計	47,856	35,521	12,335
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	70	79	△8
	債券	194,397	206,501	△12,104
	国債	91,011	96,697	△5,686
	地方債	40,587	43,499	△2,912
	社債	62,798	66,304	△3,505
	その他	66,398	70,653	△4,255
	小計	260,866	277,234	△16,368
合 計		308,722	312,755	△4,033

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	454
組合出資金	1,593

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
社債	50	50	—
合 計	50	50	—

(売却の理由)

買入消却によるものであります。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,714	1,267	9
債券	4,489	8	9
国債	2,992	7	4
地方債	201	1	—
社債	1,295	—	4
その他	66,551	2,942	4,768
合計	72,755	4,218	4,786

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は債券60百万円であります。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（2026年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,956	—

2. 満期保有目的の金銭の信託（2026年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2026年3月31日現在）

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,350百万円
その他有価証券評価差額金	1,427
退職給付引当金	787
減損損失	460
有価証券減損	212
賞与引当金	137
減価償却費	95
睡眠預金払戻損失引当金	84
株式報酬費用	70
繰延資産	67
繰延消費税	60
偶発損失引当金	55
その他	182
繰延税金資産小計	5,994
評価性引当額	△2,057
繰延税金資産合計	3,936
繰延税金負債	
前払年金費用	1,022
その他	45
繰延税金負債合計	1,067
繰延税金資産の純額	2,868百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	8,239円26銭
1株当たりの当期純利益金額	288円50銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	283円66銭

第124期 (2025年4月1日から
2026年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	10,000	8,208	59,071	△294	76,985
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△667		△667
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,799		2,799
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			54		54
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	2,186	△0	2,186
当 期 末 残 高	10,000	8,208	61,258	△294	79,172

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	△5,965	2,567	1,219	△2,178	173	541	75,522
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△667
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							2,799
自 己 株 式 の 取 得							△0
土地再評価差額金の取崩							54
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,359	△54	277	3,582	51	21	3,655
当 期 変 動 額 合 計	3,359	△54	277	3,582	51	21	5,842
当 期 末 残 高	△2,605	2,513	1,496	1,403	224	563	81,364

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 2社
会社名 たいこうカード株式会社
大光キャピタル&コンサルティング株式会社
- ② 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- ② 持分法適用の関連法人等 1社
会社名 大光リース株式会社
- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- ④ 持分法非適用の関連法人等
会社名 大光SBI地域活性化投資事業有限責任組合

持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日はすべて3月末日であります。

会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年
その他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先：破産、特別清算等もしくは手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っているなど法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないが、実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先：現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要管理先：要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者

要注意先：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調又は不安定で財務内容に問題があり今後の管理に注意を要する債務者

正常先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として正常先と要注意先は今後1年間の予想損失額、要管理先は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

予想損失額は正常先と要注意先は1年間、要管理先と破綻懸念先は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき算出した率と、景気循環の平均期間を反映したより長い期間の貸倒実績率の平均値を比較して、高い方の率に基づき将来見込みに応じて、より実態を反映するための修正を加えて計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,278百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への業績連動型報酬の支払いに備えるため、役員に対する業績連動型報酬の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払いに備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 6,025百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」の「(4) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

債務者区分決定においては債務者の業績見通し（将来の経営再建計画含む）などの見積りが存在し、貸倒引当金は自己査定結果に基づく債務者区分に応じた方法により算定しております。

② 主要な仮定

債務者区分は、貸出先の財務情報等に基づき見直しを行っておりますが、業績が悪化している貸出先の債務者区分は、貸出先の経営再建計画の合理性及び実現可能性についての判断に依存している場合があります。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

経営再建計画の合理性及び実現可能性の判断の前提となる貸出先を取り巻く経営環境等、貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確実であり、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌連結会計年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

また、予想損失率の決定における必要な修正等、貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確実であり、貸出先の将来の業績見通しの変化した場合には、翌連結会計年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 390百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,714百万円
危険債権額	23,071百万円
要管理債権額	38百万円
三月以上延滞債権額	20百万円
貸出条件緩和債権額	17百万円
小計額	26,823百万円
正常債権額	1,184,030百万円
合計額	1,210,853百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,806百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	25,383百万円
貸出金	29,068百万円
担保資産に対応する債務	
債券貸借取引受入担保金	25,536百万円
借入金	78,900百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、現金預け金5百万円、有価証券92,865百万円を差し入れております。また、その他資産には、保証金・敷金138百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は221,113百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが201,863百万円、任意の時期に無条件で取消可能なものが2,470百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

4,041百万円	
7. 有形固定資産の減価償却累計額	9,233百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額	1,060百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は8,768百万円あります。	

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益4,209百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却566百万円及び株式等売却損2,954百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	9,671	—	—	9,671	
合計	9,671	—	—	9,671	
自己株式					
普通株式	141	0	—	141	(注)
合計	141	0	—	141	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加0千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権			—			224	
	合計			—			224	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	333	35.0	2025年 3月31日	2025年 6月25日
2025年11月7日 取締役会	普通株式	333	35.0	2025年 9月30日	2025年 12月5日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの
2026年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(決 議)	株式の 種類	配当金の 総 額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2026年6月23日 定時株主総会	普通株式	514	利益剰余金	54.0	2026年 3月31日	2026年 6月24日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心にクレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っています。これらの事業を行うため市場の状況や長短のバランスを調整して、預金取引を中心とする資金調達、貸出金取引を中心とする資金運用業務を行っています。

また、金利変動を伴う金融資産及び金融負債が業務の中心となるため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行グループでは、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金については取引先の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は安全性の高い公共債を中心とした債券と株式及び投資信託受益証券等であり、その他保有目的、売買目的、満期保有目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、社債は、一定の環境下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されています。また、有価証券は市場環境の変化等により、売却できなくなる流動性リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスク管理方針と信用リスク管理規程に基づき、貸出審査、信用情報管理、信用格付の付与、保証や担保の設定、クレジット・リミットの設定等の与信管理体制を整備して貸出運営しています。また、融資審査会を開催して一定権限以上の案件審査を行っています。さらに、取締役会権限を委任されている融資審査会案件は取締役会への報告を行っています。

② 市場リスクの管理

当行グループでは、市場リスク管理方針と市場リスク管理諸規程・要領に基づき、リスク管理の状況の的確な認識と適正な市場リスク管理態勢を整備しています。また、市場リスク管理部署をリスク統括部と定め、市場取引を担当する市場金融部から独立し、牽制する体制としております。リスク統括部は市場リスクに係るVaR及びリスク限度額、損失限度額等のリスク管理運営基準の遵守状況を月次でALM委員会及び取締役会等に報告し、市場取引の適正な運営・管理と経営体力に見合ったリスクコントロールによる健全性の維持に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当行グループでは、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等の影響を受ける主たる商品は、「有価証券」、「貸出金」、「預金」であり、統一的指標としてVaRを採用してリスク量を計測しています。VaRの算定にあたっては、分散共分散法を採用し、信頼区間99.0%、観測期間は原則3年、保有期間は投資目的等により6カ月もしくは12カ月としております。2026年3月31日(当期連結決算日)現在で当行グループの市場リスク量は10,673百万円であります。当連結会計年度においては、計測に当たり各投資目的等の保有期間を統一するとともに計測モデルの精緻化を図りました。

なお、当行グループでは、モデルが算出する日々のVaRと実際の評価損益増減額を比較するバックテストを実施し、計測モデルが十分な精度で市場リスクを捕捉していることを確認しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率でのリスク量であり、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。そのため、当行グループでは、別途ストレステスト等により補完する態勢としております。

③ 流動性リスクの管理

ALMを通して適時に銀行全体の資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクの管理を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照）。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）及び債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	14,756	13,856	△899
その他有価証券（*1）	308,732	308,732	－
(2) 貸出金	1,193,204		
貸倒引当金（*2）	△5,892		
	1,187,312	1,162,730	△24,581
資産計	1,510,801	1,485,319	△25,481
(1) 預金	1,467,898	1,467,589	△309
(2) 譲渡性預金	29,416	29,416	－
(3) 借入金	78,900	78,192	△707
負債計	1,576,215	1,575,198	△1,016
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(4)	(4)	－
デリバティブ取引計	(4)	(4)	－

（*1） その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれておりません。

（*2） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*3） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (* 1) (* 2)	797
組合出資金 (* 3)	1,594

(* 1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(* 2) 当連結会計年度において、非上場株式について15百万円減損処理を行っております。

(* 3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	133,953	—	—	—	—	—
有価証券	17,283	62,623	73,965	36,328	46,801	33,826
満期保有目的の債券	3,022	3,881	1,845	18	4,988	1,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	14,260	58,742	72,119	36,310	41,813	32,826
貸出金 (*)	107,318	73,883	131,921	95,110	135,717	622,660
合 計	258,555	136,506	205,886	131,439	182,518	656,486

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない26,592百万円は含めておりません。

(注3) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金 (*)	1,379,246	74,386	14,264	—	—	—
譲渡性預金	29,416	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	25,536	—	—	—	—	—
借入金	42,300	36,600	—	—	—	—
合 計	1,476,500	110,986	14,264	—	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2026年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券（*1）				
国債・地方債等	89,011	42,587	—	131,598
社債	—	63,731	—	63,731
株式	14,158	—	—	14,158
その他	25,790	61,619	—	87,410
デリバティブ取引				
通貨関連	—	0	—	0
資産計	128,960	167,938	—	296,898
デリバティブ取引				
通貨関連	—	4	—	4
負債計	—	4	—	4

（*1） その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24－9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は11,834百万円であります。

第24－9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却 及び償還の 純額	投資信託の 基準価格を 時価とみな すこととし た額	投資信託の 基準価格を 時価とみな さないこと とした額	期末残高	当期の損益に計上した 額のうち連結貸借対照 表日において保有する 投資信託の評価損益
	損益に 計上	その他の包括利 益に計上 (*2)					
11,590	－	245	△2	－	－	11,834	－

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2026年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	4,463	－	－	4,463
社債	－	－	8,562	8,562
その他	－	830	－	830
貸出金	－	－	1,162,730	1,162,730
資産計	4,463	830	1,171,293	1,176,587
預金	－	1,467,589	－	1,467,589
譲渡性預金	－	29,416	－	29,416
借入金	－	78,192	－	78,192
負債計	－	1,575,198	－	1,575,198

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

私募債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。

これらの取引については、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した将来のキャッシュ・フローを市場金利で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、店頭取引(為替予約)であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法等の評価技法を利用して時価を算定しております。この評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート等であり、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2026年3月31日現在）
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券（2026年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	50	50	0
	その他	—	—	—
	小計	50	50	0
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	4,988	4,463	△524
	地方債	—	—	—
	社債	8,718	8,512	△205
	その他	1,000	830	△169
	小計	14,706	13,806	△899
合 計		14,756	13,856	△899

3. その他有価証券（2026年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	14,087	3,058	11,028
	債券	932	932	0
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	932	932	0
	その他	32,836	31,529	1,306
	小計	47,856	35,521	12,335
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	70	79	△8
	債券	194,397	206,501	△12,104
	国債	91,011	96,697	△5,686
	地方債	40,587	43,499	△2,912
	社債	62,798	66,304	△3,505
	その他	66,408	70,663	△4,255
	小計	260,876	277,244	△16,368
合 計		308,732	312,765	△4,033

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
社債	50	50	—
合 計	50	50	—

(売却の理由)

買入消却によるものであります。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,714	1,267	9
債券	4,489	8	9
国債	2,992	7	4
地方債	201	1	－
社債	1,295	－	4
その他	66,551	2,942	4,768
合 計	72,755	4,218	4,786

6. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は債券60百万円であります。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2026年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,956	—

2. 満期保有目的の金銭の信託 (2026年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2026年3月31日現在)

該当ありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
経常収益	29,344
うち役務取引等収益	3,846
うち預金・貸出業務	1,253
うち為替業務	572
うち投信・保険窓販業務	1,286

(注) 役務取引等収益の預金・貸出業務、為替業務及び投信・保険窓販業務に係る収益は、主に銀行業務から発生しております。

なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
 営業経費 51百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2013年ストック・オプション	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役10名	当行取締役（社外取締役を除く）10名	当行取締役（社外取締役を除く）10名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式20,930株	普通株式27,260株	普通株式24,400株
付与日	2013年7月12日	2014年7月14日	2015年7月13日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2013年7月13日～ 2043年7月12日	2014年7月15日～ 2044年7月14日	2015年7月14日～ 2045年7月13日

	2016年ストック・オプション	2017年ストック・オプション	2018年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（社外取締役を除く）10名	当行取締役（監査等委員である取締役を除く）7名	当行取締役（監査等委員である取締役を除く）7名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式29,150株	普通株式17,100株	普通株式19,220株
付与日	2016年7月11日	2017年7月10日	2018年7月9日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2016年7月12日～ 2046年7月11日	2017年7月11日～ 2047年7月10日	2018年7月10日～ 2048年7月9日

	2019年ストック・オプション	2020年ストック・オプション	2021年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（監査等委員である取締役を除く）6名	当行取締役（監査等委員である取締役を除く）6名	当行取締役（監査等委員である取締役を除く）6名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式28,630株	普通株式31,690株	普通株式30,820株
付与日	2019年7月12日	2020年7月13日	2021年7月12日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2019年7月13日～ 2049年7月12日	2020年7月14日～ 2050年7月13日	2021年7月13日～ 2051年7月12日

	2022年ストック・オプション	2023年ストック・オプション	2024年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（監査等委員である取締役を除く）6名	当行取締役（監査等委員である取締役を除く）6名	当行取締役（監査等委員である取締役を除く）7名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式33,000株	普通株式35,280株	普通株式33,420株
付与日	2022年7月11日	2023年7月10日	2024年7月12日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2022年7月12日～ 2052年7月11日	2023年7月11日～ 2053年7月10日	2024年7月13日～ 2054年7月12日

	2025年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（監査等委員である取締役を除く）7名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式39,540株
付与日	2025年7月14日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2025年7月15日～ 2055年7月14日

（注） 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施したことから、株式の種類別のストック・オプションの数を調整し、株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2026年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション
権利確定前（株）						
前連結会計年度末	2,340	3,050	2,600	3,670	2,770	2,940
付与	－	－	－	－	－	－
失効	－	－	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－	－	－
未確定残	2,340	3,050	2,600	3,670	2,770	2,940
権利確定後（株）						
前連結会計年度末	－	－	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－	－	－
権利行使	－	－	－	－	－	－
失効	－	－	－	－	－	－
未行使残	－	－	－	－	－	－

	2019年 ストック・ オプション	2020年 ストック・ オプション	2021年 ストック・ オプション	2022年 ストック・ オプション	2023年 ストック・ オプション	2024年 ストック・ オプション
権利確定前（株）						
前連結会計年度末	9,330	10,320	15,410	21,510	31,720	33,420
付与	－	－	－	－	－	－
失効	－	－	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－	－	－
未確定残	9,330	10,320	15,410	21,510	31,720	33,420
権利確定後（株）						
前連結会計年度末	－	－	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－	－	－
権利行使	－	－	－	－	－	－
失効	－	－	－	－	－	－
未行使残	－	－	－	－	－	－

	2025年 ストック・ オプション
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	－
付与	39,540
失効	－
権利確定	－
未確定残	39,540
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	－
権利確定	－
権利行使	－
失効	－
未行使残	－

② 単価情報

	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション
権利行使価格（円）	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	－	－	－	－	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	2,255.20	2,099.60	2,203.00	1,636.60	2,261.30	2,023.10

	2019年 ストック・ オプション	2020年 ストック・ オプション	2021年 ストック・ オプション	2022年 ストック・ オプション	2023年 ストック・ オプション	2024年 ストック・ オプション
権利行使価格（円）	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	－	－	－	－	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	1,822.01	1,263.25	1,137.45	1,196.09	909.96	1,425.80

	2025年 ストック・ オプション
権利行使価格（円）	1
行使時平均株価（円）	-
付与日における公正な評価単価（円）	1,319.96

（注）1. 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施したことから、ストック・オプションの数及び単価情報を調整しております。

2. 1株あたりに換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2025年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	2025年ストック・オプション
株価変動性（注）1	29.738%
予想残存期間（注）2	3.6年
予想配当（注）3	65円/株
無リスク利子率（注）4	0.911%

（注）1. 予想残存期間に対する期間（2021年12月17日から2025年7月11日まで）の株価実績に基づき算出してあります。

2. 過去10年間に退任した役員の平均在任期間から、現在在任役員の平均在任期間を減じた期間を予想在任期間とする方法で見積もっております。

3. 2025年3月期の配当実績であります。

4. 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(1 株当たり情報)

1株当たりの純資産額	8,455円12銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	293円79銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	288円86銭